

○ふくおか県央環境広域施設組合附属機 関の設置に関する条例

〔 令和5年11月17日 〕
〔 条 例 第 7 号 〕

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本組合が設置する附属機関に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(名称及び担当事務等)

第2条 附属機関の名称、担任する事務及びその属する執行機関は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 前条の附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関し必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(ふくおか県央環境広域施設組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 ふくおか県央環境広域施設組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく審議会等の委員の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|----|---------|
| ふくおか県央環境広域施設組合環境施設等の建設に係る 事業者選定委員会委員 | 日額 | 15,000円 |
|---|----|---------|

別表(第2条関係)

| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関の名称 | 担任する事務 |
|--------------|------------------------------------|----------------------------------|
| 組合長 | ふくおか県中央環境広域施設組合環境施設等の建設に係る事業者選定委員会 | 環境施設等の建設に係る事業者の選定について調査及び審議すること。 |